

会 議 録

会議の名称	第19回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年3月27日（金）19:00～21:00
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（伊藤委員、梶谷委員、金田委員、 河原委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、 高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、 福嶋委員、藤原委員、森井委員、横田委員） 市職員委員（水本委員、八木委員、東田委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸
欠席者	委員 13名
議題	第2次条例案（たたき台）について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・ 本日の欠席者について
- ・ 市民公募委員2名の辞退報告

2．前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。 前回会議録については異議なし

3．議題

「条文素案」の議論

会長 前回までに「前文」「第1条」「第2条第5号」までが終わったわけです。第2条第6号の「コミュニティ」については、後の方で関連する条文が出てきますので、そこを議論したときに最終確定したいと思っています。つまり、「市民公益団体」または「市民公益活動」と規定して、その中には、NPO型のボランティア集団や自治会などの地域コミュニティ団体の両方を含むというようにしたらどうかと思っています。ですから、第6号については、その部分を議論してから考えましょう。

それでは、先に進めていきたいと思います。第3条については、前回も議論していただきましたので、私の方でそれを確認しながら進めていきたいと思います。

第1号については、前回、「自己決定・自己責任」についての議論がありました。副会長からも、この表現は避けた方がいいのではないかというご指摘がありました。地方自治の本旨から考えると、「自律」「自己統治」になるのですが、これに代わる簡単な言葉がないので苦慮しています。この「自律」「自己統治」には、団体自治である市役所行政・議会にも働く原則ですし、住民自治である地域自治・市民自治にも働く原則です。これは地方自治の2大原則です。団体自治と住民自治の別々に原則があると勘違いされがちですが、両方を通じて「自律」と「自己統治」なんです。「自律」「自己統治」にするかどうかで悩んでいます。

次に第2号について「子ども、高齢者、障がい者等すべての市民が～」という事例を入れなくても、「一人ひとりの人権」で良いのではないかという意見。この事例的に並べられた人たちの人権に関してはリスクの高いグループなので、これを事例的に並べないと守れないというアピールをする必要があるのでないかという意見を、私は申し上げております。これについては反論はなかったと思うんです。

第3号については、たくさん言葉が並び過ぎていて分かりにくいというご意見がありました。ですから、「地球及び」という言葉が不要ではないかという気がします。それから「歴史文化」、これは大事ですよ。次に「後生に誇れる持続発展可能な」では持続発展可能なだから後生に残せるということで、「後生」は外せるのかなと思います。また、「持続発展可能な循環型のまちづくり」の「循環」とは何の循環なのかというご意見もありました。これは資源の循環ですよ。これは一般用語として定着しているような気がします。

第4号では、「にぎわいと活力」について二つとも同じ言葉なので、どちらか一つを削るというご意見がありました。

第5号については、どこかの条文と重なっていないかというご指摘があったような気がします。

以上が前回の議論の要点です。何か他にご意見ございませんでしょうか？

委員 今、会長に言っていた内容が一番良いように思います。それと「コミュニティ」の定義については、『まちづくりリーダー研修』（開催場所：檀原市）で会長が言っていた内容が分かりやすかったので、その資料を次回、配っていただけたらいいのではと思います。

会長 お役に立つのであれば次回、配ります。

委員 第1号で「自己決定・自己責任」を省くのは分かるのですが、代わりに「自律」「自己統治」にするとということでしたが、「自己統治」は分かりにくい言葉だと思います。なくても良いような気もしますが、そういった難しい言葉を入れないといけないのでしょうか？

会長 私も悩んでいました。この条例が確定したら、解説集か何かで「地方自治の本旨」について書けば、「自律」「自己統治」は外してもいいのかなと思います。その方が分かりやすいですね。中学生が見ても分かりやすいようにという目標がありますから難しい言葉を入れない方がいいでしょうね。

委員 第1号の「特色ある個性豊かなまちづくり」について、どれを指しているのか具体的でなく分かりにくい気がします。ですから、第5号の「自主性及び自立性を確保したまちづくり」にしたら良いのではないのでしょうか。

会長 そうすると第5号をなくすということですね。

委員 第1号で、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という思いを条文に出すためにも「自律」「自己統治」という言葉は難しいかもしれませんが必要であると思います。

それから、これは私も迷っているのですが基本理念の中に大和郡山市として人材育成をどうするのか、子どもを育成する、教育、言い換えれば子どもは市民共有の財産というか宝であるという内容を入れてはと思います。というのも、大和郡山市は人口が減ってきていますし、人材が将来、大事な市の発展を担っていきますので、育成は大切になってくると思います。

委員 事務局に伺いますが、逐条解説のようなものをつくる予定はありますか。予定があるなら、条文に盛り込む量を減らし簡潔化できると思います。

事務局 逐条解説はつくる予定にしております。

会長 それでは、より簡潔な方向でいくということでもいいですね。なんでもかんでも盛り込むのではなく、解説の方である程度、理解を助けることができるということです。

委員 第4号だけ「まちづくりを進めます」になっています。他は「まちづくりを進めるものとする」になっています。「まちづくり」で止めてはどうでしょうか。理念とはこういうものだということを示せばいいのではないのでしょうか。

会長 ごもったもな意見です。ただ、この条例全体がみんなに呼びかけるトーンで作られているので、体言止めでは呼びかけにならないのではと思います。ですからご指摘いただいたように、第4号の「進めます」は他とあわして「進めるものとする」にしなければいけません。

会長 第1号については、「自己決定・自己責任」を外し、「地方自治の本旨」について逐条解説で説明してもらおうということでもいいでしょうか？ 異議なし
第2号についてはどうでしょうか？

委員 「特色ある」と「個性豊かな」は二重になっている気がしますので、「特色ある」を削った方がいいと思います。それから、「子ども、高齢者、障がい者等」に「女性」を入れるべきだと思います。また、第5

号の「限られた資源を最大限に活用し」という言葉が後の文章と関連性がないような気がします。なぜ資源問題を第5号に持ってきたのかという感じがします。

会 長 第2号の「子ども、高齢者、障がい者等」に「女性」を入れてはというご意見については、人権の視点からすると「女性」はいつもトップにくるんですよ。入れておきましょうか。

委 員 入れる必要はないと思います。マイノリティじゃないですし。

会 長 「女性」は国際的にソーシャルマイノリティとして定義されています。政治参画の実態であるとか、少数派におかれている現実世界的に承認されており、女性差別撤廃条約に我が国は批准しています。ですから女性は社会的弱者なんです。それでは「女性」は入れるということでもいいですね。

次に「特色ある個性豊かな」については、先ほどのご意見を受けて「特色ある」を省きます。

それから第5号の「限られた資源を」については、第3号にも関わってくることで省くことにしますと「自主性及び自立性を確保したまちづくり」が浮いてきます。ですから先ほどのご意見を受けて、第1号にまとめる形で「自主性及び自立性を確保した個性豊かなまちづくり」としましょうか？

異議なし

会 長 それでは続いて、第4条の「まちづくりの基本原則」に移りたいと思います。

第4条の本体条文についてはA案、B案ともに同じですのでこれでいいと思います。

第1号についてA案では「市民及び市が、保有する」、B案では「市が保有する」となっていますが、どちらがいいでしょうか？

委 員 だいたい情報を市が持っているとしても「市民」という言葉が入っていても不思議ではないし、むしろ入っていた方が当然かと思いません。

会 長 B案の「市が保有する」情報はとなれば、むしろ情報公開になるんでしょうね。共有となれば「市民」も入っていないとおかしいと思われませんか。

委 員 市民の方で情報なんてないように思うのですが、どう理解すればいいのでしょうか。

会 長 例えば地域別のまちづくりに関していえば、地域固有の情報はやっぱりありますよね。中心市街地活性化であるとか駅前再開発であるとか、そこに住んでいる人の思いとか、地域固有の複雑な事情や伝統とか、そういう事情を分からずに行政が事業に入っていくとトラブルになりますよね。そういった意味では、こんなルール・経過・歴史があるんですよということを市民の側から行政に情報提供するというのは大事になりますよね。それから分野別においても、例えば障がい者団体がいろんな活動をしているという話があった時に、その団体の中に複雑な課題を抱えていることとかありますよね。そういう情報を行政に提供していかないと行政は分からないということがあるんですよね。行政が把握できないこともありますので、お互いにある程度踏み込まないといけないという点では、現実には市民が提供する情報はあると思いますよ。ということで、ここはA案ということによろしいでしょうか？

異議なし

第2号はAB共通ですのでこれでいいでしょうか？ 異議なし

第3号もAB共通ですのでこれでいいでしょうか？

委 員 「原則とする」というのがひっかかるのですが、第2、3号と他の号との関連はどう考えたらいいのでしょうか。

委 員 「原則とする」をやめて他の号と統一しておいた方が良いでしょう。「原則とする」とすると原則外という解釈も出てきますし。

会 長 それでは「～するものとする」にあわせてください。

委 員 第3号は「行財政運営の原則」となっています。一般的には「行政運営の原則」でいいような気もしますが、「行財政」としているのは

財政を重要視して入れているんだと思うんです。そういう意味では、他市の参考条文で伊賀市の第7条「財政自治の原則」の趣旨である「自立」をいれてはどうかと思います。つまり第3号に「特に財政は～」という形で、伊賀市の条文を入れられないかということです。長くなりますが。

会 長 たくさん入れたいのも分かりますが、長くなると原則は混濁しますよね。「健全で自立した」というので内容は同じだと思います。ですから、これでいいのではないのでしょうか。

委 員 良いと思います。

委 員 「公平性」の前に「公正」を入れた方が良いと思います。公正でないと公平にならないわけですから。

会 長 それでは「公正・公平」にしましょうか。 異議なし
続いて第4号にいきます。A案、B案少し違います。A案は「国籍、民族等」が入っています。これは外国人住民に対する視野を入れているわけです。A案でいいのでしょうか？

異議なし

次に第5号について、B案では「自主的なコミュニティの活動により」が入っていますがA案には入っていません。「自主的なコミュニティ活動」と具体的にここでいきなり入れるのはちょっと前に出し過ぎと違うのかなという意見があってA案となっているのか、A案があって追加されたのか。「コミュニティ」の定義についての議論を後回しにしていることもありますので、ここはA案が妥当な気がしますがどうでしょう。

委 員 私は「コミュニティ」を使っている B 案が良いと思います。「コミュニティ」の定義は後回しにするということですが、だいたい今までの論議からするとコミュニティの定義も推察されますし、地域コミュニティを基盤として新しいまちづくりを進めていくのがこの条例の目的でもあると思います。「地域コミュニティ」について我々の概念が一致すれば、第5号はB案のような表現の方が良いと思います。

会 長 分かりました。それでは、前回の議論の中で「コミュニティ」を「市民公益活動」とする方向で終わってしまいましたので、第5号の「自主的なコミュニティの活動」を「自主的な市民公益活動」と暫定的に入れておきましょうか。その「市民公益活動」の中には、地域コミュニティ活動やNPO活動や特定公益非営利活動もあります、というように解説できるように事務局にお願いしておきます。それでは、第5号はB案の加工版でいきましょう。

続いて第6号、これはA、B案の両案をどうするか。A案のみ、B案のみ、A,B案両方入れる、両方入れないの4通りあります。

事務局 B案については第6条第4項で出た意見を反映したもので、第6条から第4条の基本原則に移した方が良いということでできたものです。

会 長 B案の主語がとんでいますが、主語は「市民」あるいは「まちづくり」どちらですかね。

第6条から第4条に移した方が良いという、つまり「市民」だけでなく全体としての原則である意見を考えると「市民及び市は」が主語になりますね。

委 員 B案について、文節を入れ替えてはどうでしょうか。「市民及び市は、自然との調和を図り、環境保全に努め次世代に継承できるまちづくりを進めるものとする」でどうでしょうか。また、第5号「自立共助の原則」を第1号にした方が良いと思います。

会 長 第6号については、そのようにするとつながりますね。第5号を第1号にするということは、そういうふうにしてもいいと思います。ただ、第5号は何を「進める」のか目的語が抜けてますね。

委 員 「まちづくり」ですね。

委 員 第4号と第5号の主語があいまいなので「まちづくりは」を最初に入れてはどうでしょうか。

副会長 第4条の主語が「市民及び市は」となっているので、全ての号に「市

民及び市は」かかっています。

会 長 まちづくりの基本原則なので、この主語は「まちづくり」でしょうね。ところがB案では「市民自治」となっているので「団体自治」には関わりません。A案は主語が「まちづくり」となっているので「団体自治」も含まれるわけです。ですので、ここは「まちづくり」が良いと思います。ということで第5号はB案の加工版と先ほど言いましたが、「市民自治」を「まちづくり」に変えてください。それでは第6号の話に戻ります。

委 員 A案、B案のどちらも入れた方が良いというのが私の意見です。B案の主語は「まちづくり」として、今の時代、これからのまちづくりで最大のテーマは環境保全だと思います。大げさに言うなら、地球温暖化、下手すれば人類が滅びるわけですから大事です。郡山の場合も、自然を残していくということは大事です。また、各号の順番も考えてみてもいいと思います。

委 員 第4条の主語は「市民及び市は」となっているので、それに各号もあわすべきだと思います。号によって主語がまちまちなのが気になります。

会 長 そうですね。ただ第3号の「行財政運営の原則」については、事実上、行政のみの話なんですね。主語を「市民及び市は」、「まちづくりは」のどちらにするにしても、この第3号が浮き上がってしまいますね。第3号は「まちづくりの基本原則」というよりは「行政運営の原則」ですよ。「まちづくり」を主語にするとつながらなくなってきます。

委 員 第4条の最初に「市民及び市は」となっているので、そこまで考えなくてもいいのではないのでしょうか。

委 員 必ずしも同じ文言から始まらなくてもいいと思います。

会 長 それでは第4条について、今までの議論を踏まえて事務局に次回までに成案を作ってもらい、次回見てみましょう。中間的にまとめると、

第6号はA案もB案も入れましょう。号の順番は、A案「対等及び協力の原則」を第7号にもっていきませんか。全体の条文を見てみると連携・協力が後ろの方にきますので、A案は後ろの方になると思います。それからB案「環境保全の原則」の書きぶりですが、「まちづくりは」を主語にして「自然との調和を図り、次世代に継承できるよう環境保全に努めるものとする」となるのではないのでしょうか。それからA案「対等及び協力の原則」は、「まちづくりは」が主語なので、「市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の立場で、連携、協力し合いながら進めていくものとする」でどうでしょうか。

委員 6号のA案はいらぬという感じがします。対等の立場なんて当たり前前の話で、書くことによって卑下している感じがします。

委員 ですが、だいたいの自治基本条例にこの条文はのっていますよ。

副会長 現実に、対等でないから入ってるんですよ。

会長 後の方の第32条のA案にものっていますね。

委員 入れた方がいいです。

委員 他市でのっているから入れるというわけでもないでしょう。

会長 そうですね。意見が分かれてきましたので、これは挙手で決めてしまいませんか？ 異議なし

入れた方がよいと思われる方・・・14

入れない方がよいと思われる方・・・3

それでは、「入れた方がよい」が圧倒的に多いですね。ご決断ください。入れた方がいいでしょうね。

異議なし

それから第6号B案ですが、「自然との調和」について基本理念では「自然」だけではなかったですよ。「歴史」もありましたよね。ですから「自然や歴史との調和」としたらどうでしょうか。そうしないと基本理念を受けた基本原則ですから、つじつまが合わなくなります。

異議なし

ということで、事務局に成案を作ってもらい、次回もう一度、精査しましょう。文法的に問題のあるところも出てきましたね。

副会長 この「まちづくりは」は主語じゃないんですね。擬似的なもので、「まちづくりについては」という意味なんですね。文飾的なものなので間違わないようにしましょう。

会長 そうですね。「まちづくりを行うにあたっては」という意味合いですね。だから主体語ではなく、説明語なんですね。ですので本当の主語は、「市民及び市は」になると理解してください。

委員 子どもや青少年の立場のことを考え、「まちづくりの原則」のなかにそのことを入れるべきだと思います。やはり「子ども」のことを考えてまちづくりを進めていかなければなりませんし、今までの議論した7つの号は、大人の立場のことだと思いますので、子どもの立場も考えてもいいと思うんです。

委員 第4号に「年齢」を書いているから、いいんじゃないですか。

会長 そういう理解をしているんですが。

委員 第7条にも入っていますし。

会長 今の「子ども」に関するご意見がどこに反映されているかというと、第3条第2号に「子ども」と入れてあり、「子ども」の権利を意識したものであり、「子ども」は重要視されています。それから第4条第4号でも「年齢」とありますので、「子ども」というのは概念として入ってきます。そういうご理解いただけませんか。第7条で「子どものまちづくりへの参加」も出てくるはずですから、ご了解ください。

異議なし

それでは第5条にいきましょう。

第1項については「豊かな」を入れるかどうかですが、いかがでしょう。

委員 省いても問題ないと思います。

会長 よろしいですか。 異議なし
次に第2項、A,B両案同じですが、このままでいいでしょうか。
異議なし

それでは第3項について、どうでしょうか。

委員 A案で「市民の幸福を追求する権利は最大限に尊重され」という部分が慣例的な表現なので、もう少し市民の権利として確実なものとするために「幸福に生きる」または「幸福な生活を営む権利」、「最大限に保障される」とした方がよいんじゃないかと思います。

委員 確認ですが、「市民」には事業者も含むことになったと思うんですが、そうするとこの第5条には事業者が考えられていないような気がするのですがどうでしょうか。

会長 そうですね。

副会長 ここで言っているのは、個人の権利のことですよ。

委員 「個人」には「事業者」は含まれないんですか。事業者としての人格も認められるわけですから、ここでは事業者も含まれるのではないのでしょうか。

会長 法人も含めた解釈でいいというご意見ですね。

副会長 普通は、基本的人権には「法人」は含まれません。

会長 伊賀市や名張市の条文ではここまで踏み込んで書いていないので問題ないんじゃないでしょうか。

事務局 大和市の条文では、定義で「市民」に事業者を含めていますが、「市民の権利」で、「市民は個人として尊重され」という「個人」を使って成案している例もあります。

会長 広い意味での「まちづくり」を考える時に、「法人市民」や「事業者」を除外したら成り立たないんですね。「企業市民」「法人市民」を含めて市民が郡山市を支えていきたいと思いますというのが趣旨ですよ。一方で住民投票をする時に法人に投票権を与えるという話は、まずないです。せめて、18歳まで年齢を下げるか、外国人登録している人に投票権をさしあげて広げるくらいが精一杯ですよ。そういう住民投票に関しては、別に条例を定めるという方法があります。市民としての幅広い権利ということで今、悩んでいるわけですが。

委員 「個人」と「法人」では活動内容も違いますし、同じくくりで「市民の権利」とするのは問題があるのではないのでしょうか。

会長 第1項は「法人」も含めて保障される範囲で、第2項は「個人」となります。それで第3項まで規定する必要があるのかという問題が出てきますね。憲法でも言っていることなので、わざわざ入れる必要があるのかとも思います。自治基本条例は「憲法」「自治法」以外の独自のことを書き込むという考えもあります。

副会長 私は憲法で言っていることを、もう一度、ここで言ってもいいと思うんですけどね。みなさん、あまり憲法を読まないですしね。ですから2重に規定するというか、丁寧に規定しておいても良いと思いますね。そうすると、「法人」の権利をどうするかというのを条文解釈で書いていただいたらと思います。「法人」の権利は「財産権」なんですよ。その上で市民として「まちづくり」へ参加するというふうにしておいたらいいと思います。

委員 そうすると、第2項で「個人として尊重され」を「それぞれ尊重され」としたら良いのではないのでしょうか。「個人」を入れなくてもいいのでは。

副会長 「個人」と入れておかないと、まずいと思いますね。あまり「個人」

としては確立していないので、あえて「個人」と入れておかないと。生きている人間と法人では権利は違うんだから。

委員 第8条で「事業者の責務と権利」がありますが。

会長 自治基本条例の共通傾向なんですけど、「市民」の中に「法人市民」「事業者市民」「在勤」「通学」を含めることになっています。そこからきている「市民概念」で悩んでいるわけですが、第2項の「市民」は在住市民だと思うんです。そういったことを解説で整理していかなければしょうがないかと思います。ですから第1, 2項はA案ということで、ひとまずおいておきましょう。第3項の書きぶりについて考えましょう。

委員 B案の「市民の権利の行使」が何を指すのか分かりませんし、A案の「差別的な扱いを受けない」も誰から受けるのか分かりません。参考条文にあるニセコ町の第10条第4項のようなら分かりやすいと思います。

会長 ニセコ町の条文は、参加しなかった場合に差別的な扱い受けないために入れているんですね。

委員 「権利の行使」が分かりにくいです。

副会長 「権利の行使」というのは、例えば公民館の使用といった場合に、この団体には認めないであるとか、制限してしまうことですね。

会長 「権利の行使」でいった方が良いのか、「市民の幸福を追求する権利」でいった方が良いのか、両論が出てきていると思いますがどうしましょう。

委員 「市民の幸福に生きる権利は最大限に保障され、その権利の行使に際しては平等な扱いを受ける」がいいと思います。

会長 ただ、「保障され」というのが気になります。「保障」というと制度的に保障しないといけなくなります。ですから、「尊重され」ですよ

ね。自治基本条例では、制度をつくるところまでは踏み込みません。次に、「不当に差別的な扱いを受けない」とは、ネガティブな立場からいうことですよ。 「平等な扱いを受ける」だとポジティブですよ。 どうでしょうか。

委員 参加しなかった人が差別的な扱いを受けないために、この条文はあると思うんです。

会長 分かりました。それではまとめますと、「市民の幸福に生きる権利は最大限に尊重され、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない」としましょうか？

委員 「市民は」とした方が良いんじゃないでしょうか。

会長 そうすると、「市民は、その幸福に生きる権利を最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない」となりますね。これで原案をつくってください。

委員 同じことを何回も繰り返すようで、私はちょっといやになっているんですけど、ただどあえて言うておかないと非常におかしいと思っていること。第2項で「安心」という言葉を除いたらどうでしょうか。

事務局 第1条「目的」のところで議論した時に、「安全かつ安心」に変更した経緯があります。

会長 日本語としておかしいということですか？

委員 はい。そうです。

会長 厚生労働省がしょっちゅう使っていますよね。

委員 「安心に暮らす」という使い方はしていないんじゃないでしょうか。

委員 前回までの議論で「安全かつ安心」でまとまったんじゃないですか。今、言うともた時間かかりますね。

委員 私が言っているのは「安心な生活」という日本語の使い方に違和感はないですかということです。ここが「安全で安心して暮らせる」なら分かりますが。

会長 ご意見は分かりました。ただ、「安全で安心な生活」で十分、日本語として成り立っていると私は思います。「安全で安心な」という表現はあちこちで使われていますし、日本語としては成熟したんではないかと私は思います。「安全」というのは外部環境、状態を意味しますし、「安心」は主体的な落ち着きを意味しますよね。そういう解釈もある一方、「安全」というのは災害とか犯罪に対応した形容概念であり、「安心」は福祉とか人権に対応した概念であるという考えもありますので、私はこれは筋の通った使い方だと思っています。

委員 はい。分かりました。

会長 それでは、第5条については事務局でまとめていただくということで、本日はここまでにしたいと思います。

委員 次は「市民の責務」となるわけですが、権利と責務を1つの条でまとめたら良いと思います。同じように「青少年、子どもの権利」について、責務についても入れてみたらおもしろい条文になるのではないかと思います。子どもたちにも責務というのを分かってもらう意味でも大切だと思います。

会長 そういった意見を踏まえ、次回、議論していきたいと思います。もっとも、権利と責務をセットにして対応していく。そしてあえて、第7条で「青少年、子どもの権利」があるんだというのがこの条例の特色ですね。今のご意見のように「青少年、子ども」にも責務があってもいいんじゃないかということですが、そのあたりを次回、議論してもらいたいと思います。

今日は順調に進みましたが、今後は手続き的な条文になりますので3～4条くらいずつ進むのではないかと楽観視しています。何とか頑張って前に前に行きましょう。

事務局 次回は4月23日の木曜日の19時から、ここと同じ場所、三の丸

会館小ホールで行います。以降、第4木曜日でやっていきたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれで終わります。
お疲れ様でした。

以下余白